



# バイク・トラクター・軽自動車等の 廃車や変更届けは 3月末までに!!

軽自動車税は、毎年4月1日現在の  
所有者（又は使用者）に課税されます

軽自動車など取得したり、転居した場合はその日から15日以内に、また軽自動車などを廃車・譲渡した場合は30日以内に、次のところへ申告してください。

**申告をされないと、現登録者の方に引き続き課税されます。**

車種によって手続き場所や必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

詳しい内容につきましては、税務チームまでお問い合わせください。

車両の種類	手続きの場所等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原動機付自転車 (125cc以下のバイク)</li> <li>● 小型特殊自動車 (トラクターやフォークリフト等)</li> <li>● ミニカー</li> </ul>	<b>錦江町役場 (本庁住民税務課・支所住民生活課)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登 録……車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑</li> <li>● 廃 車……ナンバープレートと所有者の印鑑</li> <li>● 名義変更……新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 軽自動車 (四輪)</li> <li>● 軽自動車 (二輪) (125cc 超え 250cc 以下)</li> <li>● 小型二輪 (250cc 超え)</li> </ul>	<b>鹿児島県軽自動車協会</b> (住 所) 鹿児島市谷山港2-4-42 (電 話) TEL 099-261-4011 (代表) (受付時間) 8:30~12:00・13:00~15:30

## 軽自動車税は口座振替で!!

※各金融機関で軽自動車税を納める方（所有者）の手続きが必要です。

年金日より

### 過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

住民税務課 電話 0994-22-3039  
住民生活課 電話 0994-25-2511  
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます。

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

● これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。

● 平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

● 災害・失業などを理由とし

た免除（特例免除といいますが）、これまで、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

● 平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです。）

（国民年金）障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

● 国民年金保険料の通常納付ができるようになります。

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

詳しい内容につきましては、住民チームまたは、年金事務所にお問い合わせください。